

監査報告及び会計監査報告書



監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査担当、企画調整室（業績評価担当）その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、経営管理会議その他の重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務の状況及び法令に基づいて主務大臣に提出する資料を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が、通則法、基金法又はその他の法令に適合するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、説明を受けた。

以上の方法に基づき、基金の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1 基金の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

基金の業務は、概ね、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認める。

監査結果の概要は別冊のとおりである。

個別の事務事業に係る意見は、以下のとおりである。

(1) 加入推進の目標

平成26年度においては新規加入者数が前年度に比べて減少した。外生的な要因の影響もあると考えられるが、業務受託機関と認識を共有して業務受託機関間の活動格差の是正など加入推進活動を更に活発化させることが重要である。

平成27年度においては2015年世界農林業センサスの結果が公表される。その結果に基づいて、平成29年度末に20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合（以下「被保険者割合」という。）を20%に高めるという中期目標の進捗度を検証し、平成27事業年度計画の見直しを含めて今後の新規加入の目標をどうするか検討する必要がある。

平成26年度計画においては被保険者割合を前年度末から1.1%高めるとされているが、分母になる基幹的農業従事者数の統計の公表時期等の関係から、前年度末と同じやり方で計算すると平成26年度の被保険者割合の増加率が前年度に比較して極端に低下したととられる可能性がある。平成26年度の被保険者割合の変化率だけでなく、様々な要素を勘案して平成26年度における中期目標の達成に向けた新規加入の進捗状況を国民に理解してもらえるよう、わかりやすい情報提供に努めることが望まれる。

(2) 適正な業務執行を確保するための態勢

平成25年度会計検査報告において不当事項とされた旧農業者年金の経営移譲年金の不適正支給事案について、業務受託機関における受給要件の確認と基金の審査・確認及び業務受託機関に対する指導の不備に起因すると指摘された。基金においては、その指摘を受けた措置が講じられたが、考査指導によって確認されている業務受託機関の業務執行上の課題を、基金全体で具体的な業務受託機関に対する指導に活かす仕組み作り、リスク管理の取組における農業者年金の支払管理についての検証の深化などにより、適正な業務執行を阻害する要因を見つけ出し、その発生の未然防止を図ることが重要である。

上記会計検査院指摘事案の不適正支給年金の返還請求について、基金が返還請求する債権の消滅時効についての長期間にわたる運用を見直すこととなった。実務上定着

している法律の適用についても法的な判断が問題になりうること、業務運営に直接・間接に関係する制度の制定・改廃に的確に対応する必要があることから、業務運営全般においてリーガルチェックが有効に機能する態勢が求められる。

2 基金の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する基金の業務方法書の記載内容は相当であり、業務方法書を具体化するための規程等内部統制システムが整備されていると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、監事への報告及び文書の回付について報告漏れや回付漏れが見受けられることから、監事が監査に必要な情報を適時に把握できるよう、今後、業務方法書を踏まえて整理されたルールに則った監事への報告及び文書回付が確実に行われることが必要である。

また、通則法等に基づいて行う主務大臣への提出資料に係る監事の調査を実効的に行うため、提出資料の作成過程において適切なタイミングで調査を行うことができるよう配慮が求められる。

3 基金の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、基金の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

基金の、①給与水準の状況（(独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）、独立行政法人改革等に関する基本方針（平成25年12月24日））、②随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））、及び③法人の長の報酬水準の妥当性（(独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））については、閣議決定に従い適正であると認める。

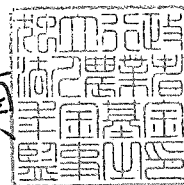
なお、保有資産の見直し（平成19年12月24日閣議決定）については、基金は該当する資産を保有していない。

平成27年6月25日

独立行政法人農業者年金基金

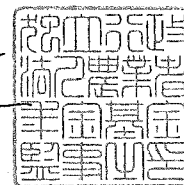
監事

田辺 義貴



監事

伊藤 康生



(別冊)

平成26事業年度監査結果の概要

凡例：本文中、基金の定める規程等の名称は、適宜、略称で表記している。

I. 中期計画・年度計画の実施状況

1. 主な業務の実施状況

(1) 農業者年金業務

- ① 適正な被保険者資格を確保するため被保険者資格記録を日本年金機構と年2回突合し、不整合の是正を促し、約6割が解消している。政策支援要件喪失後に多額の保険料の追納を防ぐ等の観点から、未分類者リストを送付し、所要の届出を促すとともに、認定農業者の認定期間終了後届出未済の者の保険料停止措置を行っている。未分類者の解消の取組により未分類者は、減少しており平成25年度末305人が、平成26年度末に232人に減少している。また、新システムの導入にあわせ6ヶ月連続して口座振替ができない者の口座振替を停止し、必要な届出の提出を促している。
- ② 裁定請求を受けて裁定を行い、各種変更届出を踏まえて所定の事務処理が行われ、年金が支給されている。裁定請求せず年金受給ができないことがないよう、平成26年度計画に即して65歳の誕生日1ヶ月前に裁定勧奨する文書を全ての該当者に送付し裁定請求を働きかけ、対象者の約9割が裁定を受けている。
平成25年度会計検査院検査報告において旧農業者年金事業の経営移讓年金の受給要件を欠く者への年金支給が適正でないとして不当事項とされた。この会計検査院の指摘を受けて受給者への経営移讓年金の趣旨徹底、第1回現況届けの提出の際の諸名義の厳格な確認と、その後の継続的な把握等を内容とする再発防止策が策定され、業務受託機関に通知された。また、過去に遡って経営移讓管理カードの確認・整備状況の総点検に取り組まれている。
- ③ 手続きの迅速化のため、新システムの稼働に併せて標準処理期間が短縮されたが、加入者からの申出書等の標準処理期間内処理率97.66%となっている。標準処理期間内に処理するための業務受託機関の事務処理に関して要請が行われ、標準処理期間内に処理されなかったものについての原因の把握も行われている。また、不備がある申出書等の返戻率6.5%で、いずれも平成26年度計画目標が達成されている。

(2) 年金資産の運用

- ① 年金資産の運用については、年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた運用

が行われている。被保険者ポートフォリオについては、年金給付等準備金運用の基本方針で定められた国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式の資産構成割合の範囲で運用されており、平成26年度の修正総合利回り8.78%となった。受給権者ポートフォリオについては、資産のデュレーションと債務のデュレーションを一致させるような銘柄の債券購入に努め、ほとんどの年限で資産と負債のキャッシュフローがマッチングするようになっている。

- ② 四半期ごとに、運用の状況、資産構成割合等について経営管理会議で審議され、運用の結果は、基金のウェブサイトで公表されている。また、年度を通じた運用の結果を踏まえた、被保険者・待期者個々人の平成25年度末現在の保険料納付済み額及び運用収入等の額について該当者全員に通知が行われている。
- ③ 年金資産の運用方針、年度の運用結果の評価といった重要事項については、毎年度外部の専門家を含む資金運用委員会で審議されており、平成26年度の運用結果等については、平成27年6月に開催された資金運用委員会です承された。
政策アセットミックスの検証については、平成26年6月、平成27年3月の資金運用委員会において審議され、当面は政策アセットミックスを見直す必要はないとの結論が得られた。政策アセットミックスについては、資金運用環境の変化等を踏まえつつ、引き続き検証を適切に行い、必要に応じて見直しの検討を行っていくことが必要である。
- ④ 金融庁の「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、平成26年9月18日に基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」が制定・公表され、運用受託機関に対して、当該方針に適切に対応するよう理事長から指示が行われている。
- ⑤ 受給権者経理の調整準備金に関しては、年金計理人から長寿化リスク及び資産の評価額と時価との乖離のリスクを踏まえると、調整準備金の水準が十分ではないとの意見が提出されている。

(3) 加入推進

- ① 農業者年金加入推進の取組方針において、新規就農者等若い農業者を重点に加入推進に取り組む方針を明確化し、業務受託機関に通知するとともに担当者会議等を通じて徹底されている。
- ② 加入推進活動に関しては、加入者アンケートや加入推進活動の効果検証が行われるとともに、業務受託機関の実績報告書に基づく活動状況の分析が行われ、これらを踏まえて加入推進の取組方針への反映、業務委託費の支給基準の見直し、業務受託機関の加入推進活動の有効性・効率性を高めるための提供等加入推進活動が改良されている。
- ③ 基金と業務受託機関が共催して行う加入推進活動のリーダーを養成する研修に

ついて、外部専門家による年金制度の比較や農業者自身の取組の事例の紹介を行う会場を増すなど研修内容が充実されるとともに、研修用テキストの充実が図られている。また、研修参加者に対するアンケートを実施し、その効果の検証が行われている。また、全国的な青年及び女性農業者のリーダー（全国農協青年組織協議会、全国女性農業委員ネットワーク会長、JA全国女性組織協議会会長）を委嘱して、広報・PRに協力してもらうなどの取組も行われている。

- ④ 都道府県間の活動格差の縮小のため、平成25年度の目標達成率が低調な17府県を重点府県として指定し理事長・理事が出向いて、市町村・JAを巡回して意見交換が行われた。平成26年度から新たに最重点の6都県を特別重点都県として基金と全国段階及び都道府県段階の業務受託機関の5者による行動計画作成に取り組みされるなど取組が強化されている。なお、平成26年度は、以下のとおり新規加入者が全体的に減少したが、重点府県及び特別重点都県において減少幅が、他の道府県に比較して小さいなど都道府県格差の縮小のための取組について一定の効果があがっていると推測できる。
- ⑤ 年度計画の20歳から39歳の新規加入者数は、1,815人で25年度より、428人、約2割減少した。特定の道県における大幅な減少、例年加入者が集中する3月における大幅な減少といった事実が確認される。減少の要因については、米価の低迷などの農家経済の悪化、例年、新規加入者が集中する年度末において業務受託機関が十分な加入推進活動に取り組むことができない状況があったこと等がいわれている。

被保険者割合の増加率は0.1%となり平成25年度の2.9%増と比較した増加率は大幅に鈍化したように見える。しかしながら、平成24年度の被保険者割合は2010年農林業センサスの基幹的農業従事者数を分母に計算したのに対し、平成25年度の増加率は平成26年2月1日現在の農業構造動態調査による基幹的農業従事者数を分母にして計算したことによる分母の減少が寄与しており、単純に平成25年度と平成26年度の被保険者割合を比較することはできない（Ⅱ. 監査の結果1(1)に関連。）。

(4) 債権管理・回収

融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、規程に従って債権分類の見直し、担保の再評価等の所要の事務が行われ、受託金融機関と連携して管理・回収に取り組まれている。売渡金債権及び貸付金債権の中には、延滞が長期に及んでおり、引き続き適切な債権の管理・回収への取組が求められる。

(5) 長期借入

旧年金制度の年金給付費等に充当する長期借入については、平成26年度においては、777億円を借り入れた一方、831億円が償還されて借入金の残高は54億円減少している。長期借入については、金利競争入札の方法により有利な条件での借りに努め、平均利率は0.152%となった。借入金の減少に伴い、財務費用（支払利息）も、対前年度比で約2億8千万円減少している。

(6) 独立行政法人改革

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月25日閣議決定）において定められた「みどり年金」との連携については、みどり年金との間で意見交換を行う場が設けられ、共同でアンケートを実施するなどの具体的な取組が進められている。

2. 業務運営の効率化等

(1) 一般管理費・事業費の削減等

一般管理費（人件費を除く）については、平成26年度予算に対して一般管理費は19.6%、事業費については、1.8%削減され、年度計画の目標を上回る達成率となっている。

委託業務費の執行については、加入推進活動を活発化させるためのインセンティブ、人件費の積算単価等の配分基準の見直しを行い配分され、実績報告書に基づき実績が把握されている。

(2) 給与・定員等

役員の報酬については、業務実績及び役員の業績を勘案して決定することとされている規程に従って支給されている。個人別の支給状況が、総務省が定めた様式によりウェブサイトで公表されている。理事長の報酬の水準については、業務の遂行状況やマネジメント能力、他の独立行政法人の長の報酬の水準から判断して適正である。

国家公務員に準拠して、退職手当水準の引下げ、55歳を超える職員の昇給抑制等職員の給与の改訂が行われている。職員の給与のラスパイレス指数については、平成26年6月末に公表予定であるが、対国家公務員地域・学歴別指数で100を上回らない見込みである。期末勤勉手当の支給額、昇給区分の決定については、人事評価の結果を反映することされ人事における能力実績主義がとられている。

中期目標における考査指導の対象機関の増加に対応するための他部室職員による応援やデータの入力が集中する期間における派遣職員の活用など、中期目標期間当初の定員を増加させず業務が処理されている。

(3) 業務運営能力の向上等

- ① 基金の職員の能力向上の観点から新任者研修や資金運用等に係る専門研修等が研修実施方針及び研修実施計画に基づいて実施されており、平成26年度においては新任者研修の拡充研修が実施されるなど研修が質・量ともに拡充されている。
- ② 業務受託機関の業務執行に必要な情報については、都道府県の業務受託機関を対象に、各種会議を通じて年度計画、加入推進取組方針、会計実地検査への対応等の説明・意見交換を行い、都道府県の業務受託機関により市町村段階の業務受託機関に伝達され、指導が行われている。

市町村段階の業務受託機関の業務執行については考査指導によりチェックされており、平成26年度は年度計画の目標を約2割上回る285機関を対象に考査指導が実施された。毎年度、考査指導の実施にあたっては、各部署の業務運営上の課題を踏まえて調査票が見直されており、指摘事項の措置状況は都道府県の業務受託機関により確認されている。考査指導の実績報告書については、基金の職員を対象に説明会を行い、考査指導で把握した課題が業務担当者に伝達されるとともに、都道府県の業務受託機関の担当者会議で説明し、市町村段階の業務受託機関に周知するよう求めている（Ⅱ. 監査の結果1（2）関連。）。

(4) 契約の状況

- ① 基金の契約は、会計規程により真にやむ得ないものを除き競争性のある契約とすることになっている。

平成26年度の基金の契約件数は、32件で契約金額は、545,842千円、うち一般競争等23件、金額309,422千円、うち、競争性のない随意契約9件金額236,069千円である。随意契約見直し計画の目標（競争性のない随意契約は11件、金額287,120千円以内）は達成されている。

また、従来、システムの保守運用として一括して発注し、一者が応募・落札していた契約について、一部の業務を分離して発注することにより競争性を確保するなど、契約事務の改善に継続して取り組まれている。

また、契約前手続きとして、競争性のない随意契約や一定の額以上の契約について、理事及び部長級職員で構成する契約審査会で事前に随意契約とする必要性や契約条件等を審査するなど所定の手続きを経て契約が締結されている。

- ② 契約の状況については内部監査、監事監査において検証している。また、契約監視委員会において外部有識者により、随意契約とした必要性、一者応募となった理由及び実質的な競争性の確保のための入札条件の改善の取組等について審査され、その資料及び議事概要がウェブサイトで開示されている。平成26年度においては、平成27年3月に契約監視委員会が開催されたが、特段の指摘事項はなかった。

(5) 情報化・電子化

- ① 農業者年金記録管理システム（以下「新システム」という。）については、システム運用開始後いくつかの課題が発生したが、平成26年度を通じて基金の役員、CIO補佐官、システム開発業者で月例の会議を設けて、これらの課題について検討され、優先順位を考慮して、順次、解消されている。新システムの稼働により従来、外注していたデータ入力作業を職員が自ら行うなど業務手順が変更になったが、関係部署において入力ミスの防止等にも配慮された業務マニュアルが整備されて事務処理が行われている。新システム稼働後、外注業務の内製化による職員の超過勤務の増加という状況も見受けられたが、業務が集中する時期に派遣職員を活用するなどにより、現在ではそうした状況は解消されている。
- ② 新システムの利用を業務受託機関に要請するとともに、研修講師として職員を派遣するなど新システムの利用拡大に向けて取り組まれており、新システムを利用する業務受託機関の数が増加し、新システムへのアクセス数も平成26年度は大幅に増えている。新システムを利用して届出書の作成等新システムが十分にかつようされることが新システム整備の効果を発現させる上でも、重要であり全業務受託機関において新システムの利用がされるよう、引き続き取り組むことが望まれる。
- ③ 社会保障・税番号システムに対応するためのシステム開発については、平成27年10月の住基ネットへの接続が可能となるよう開発が進められ、その進捗状況は経営管理会議で報告されるなど情報の共有化が図られている。
- ④ 情報セキュリティの確保については、情報システムにおいて所定の防御措置が講じられるとともに、個人情報を取り扱う際の手続き、個人情報を処理する場合のパスワードの設定等役職員の情報の取り扱いに関する規程が整備され、基金内部でその徹底が図られている。全役職員を対象にした情報セキュリティ研修の実施などに取り組まれている。平成26年度においては、政府統一基準群等を参考に基金の情報セキュリティ体制の見直し等が行われた。

II. 内部統制の状況

1. 統制環境

内部統制基本方針に基づいて、内部統制システムが体系的に構築されている。独立行政法人制度改革に対応して改正された業務方法書を踏まえて、それを具体化するための規程等が整備されている。

役職員の意識・行動をミッションの達成に向けて方向付けるための役職員の仕事の取組方針（業務方法書を踏まえて行動指針に改訂）を理事長が定め、職員研修等を通じて基金内部に徹底されている。

業務運営上の重要事項については、役員及び部長級以上の職員で構成する経営管理会議で審議され、理事長の方針について審議を通じて職員に理解が醸成されるとともに、意思決定の過程の明確化を図る体制となっている。

2. リスクの評価と対応

リスク管理については、リスク管理委員会（平成26年7月、平成27年3月開催）において、各部署が業務運営に係るリスクを洗い出し、リスク管理委員会においてリスクの発生の頻度と発生時の影響の大きさによりリスクを評価し、それを踏まえてリスク対応策が検討され、基金としてのリスク対応方針が策定されている。過去において事務処理の過誤の発生をきっかけにルーティーン化された業務手順の問題点が認識され、業務マニュアルを見直すといったこともあることから、不適正な業務執行の未然防止の観点からもリスク管理の有効性を高めることが重要である（Ⅱ. 監査の結果1（2）に関連。）。

緊急時の対応の態勢については、連絡網が整備され、人事異動のたびごとに改定され、役職員に周知されている。リスク管理規程において危機管理への対応の基本的な事項が規定され、首都圏直下型地震を想定した事業継続計画が策定されているが、基金の業務の性格を踏まえて実効的に機能するような準備が求められる。

3. 統制活動

理事の事務の分掌が明確に定められ、組織規程において各部署の事務が規定され、それぞれの職員の担当業務も明確に整理されている。その他業務に関する規程やマニュアルが整備され、事務処理が行われており、それらは業務の状況や制度変更等に応じて見直されている。

文書管理規程、情報セキュリティ規程、個人情報保護規程等の規程が整備され、それに基づいて情報の保存と管理が行われている。

コンプライアンス委員会が設置され（平成26年7月、27年3月開催）、コンプライアンス推進計画を策定してコンプライアンス向上に取り組み、その実施結果がコンプライアンス委員会でモニタリングされ、ウェブサイトで公表されている。

また、役職員倫理規程、株式取引等規程等が整備され、新任者、管理職等の対象者ごと、情報セキュリティといった事項ごとにコンプライアンスに関する研修が実施されている。平成26事業年度においては、会計検査院検査における指摘を契機に、基金が支給した年金の返還請求権の時効に関する適用法律が整理し直されたことを踏まえて、役職員全員を対象にした研修が特別に行われ、基金の債権に係る時効の法律の適用、過去の事務処理に係る事故の経験について講演が行われた。

内部通報窓口・外部通報窓口が設置され、通報者保護ルール等所要の事項が関係規程において定められている。平成26年度においては内部通報窓

口・外部通報窓口への通報はなかった。

4. 情報と伝達

基金内部における情報の伝達については、業務執行に係る日常的な職制上の報告・連絡・指示等のほか、フォーラム（基金内部の電子掲示板）に基金の役職員が共有すべき情報が掲示されている。また、月例の役員部課長会で、各部署の業務運営の予定や課題等が報告され、出席者から各部署の職員に伝達され、基金内部で認識の共有が図られている。

業務受託機関に対する情報の伝達については、文書による通知、ウェブサイトで情報発信とともに、担当者会議、ブロック会議、業務連絡協議会において都道府県段階の業務受託機関に対して説明を行い、都道府県段階の業務受託機関を通じて、市町村段階の業務受託機関に対して必要な情報が伝達されている。業務運営の指示等を行う場合には、前記の会議等において業務受託機関からの要望等を聞きながら検討が行われるなど、業務受託機関とのコミュニケーションに配慮されている。

基金のウェブサイトでは、国民向けの組織及び業務運営状況に関する情報、農業者向けの広報、加入者サービス、業務受託機関の業務支援など様々なコンテンツが情報発信されており、アクセス件数も年々増加している。基金の情報開示について、法令や閣議決定等により求められているものは開示されているが、よりわかりやすい情報の提供、情報開示の要請の高まりに応ずるための開示情報の範囲の拡大、情報通信環境の変化を踏まえた利用者がアクセスしやすい方法での情報発信に配慮することが望まれる。

相談員が受け付けた相談の概要について役員部課長会にその概要が毎月報告され、投書等があった場合の対応の窓口も整備されるなど、外部からもたらされた情報を処理する体制が整備されている。

5. モニタリング

内部監査については、規程で監査者と被監査者の分離が定められ、独立性を確保して内部監査を行う体制となっている。平成26事業年度においても業務運営全般について内部監査が行われ、必要な調査が支障なく実施されている。内部監査の結果については理事長に報告され、内部監査における指摘事項は関係部署で是正されている。

監事監査の実効性を確保するための監事監査補助体制、監事への報告体制等については、内部統制基本方針ではなく、監事監査要綱（業務方法書を踏まえて監事監査規程に改訂）所要の規定がされている。兼務ではあるが監事を補佐する職員が配置され、独立して監事の職務執行の補佐がされている。内部監査計画は監事が事前に聴取し、内部監査の結果の報告を受け、それを監事監査においても参照している。

監事は、経営管理会議等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに月例で役員

との意見交換を行っている。期末及び期中に行う業務運営全般についてのヒアリング、随時の資料の閲覧等監事の職務執行に関係部署は概ね協力的である。監事監査要綱に基づく監事に対する報告や文書回付が、十分に行われていない（Ⅱ．監査結果2 関連）。平成25年度監事監査報告で是正・改善を要するとして指摘した事項については、各部署で所要の措置がとられている。

外部委員等によるモニタリングの体制として、加入者代表等の意見を反映させるための運営評議会、資金運用に関する重要事項を審議する資金運用委員会、随意契約や一者入札・応募等についてチェックする契約監視委員会等が設置・開催され、指摘事項等が基金の業務運営に反映されている。

6. ICTへの対応

前記Ⅰ-2-(5)に記載のとおり。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

独立行政法人 農業者年金基金
理事長 中園良行 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

井戸淳理 

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、旧年金勘定及び農地売買貸借等勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農業者年金基金の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第11期事業年度は会計監査人に選任されていないので、事業報告書に記載されている事項のうち第11期事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第11期事業年度を除く各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農業者年金基金の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上